

1. **議題案名**：

フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則

2. **議題の背景**：

2023年10月22日、南シナ海南沙諸島のアユンギン礁周辺海域において、フィリピン海軍がチャーターした補給船に中国海警局の大型巡視船が衝突し、さらに補給船の警備をしていたフィリピン沿岸警備隊の巡視船に中国の海上民兵船が衝突する事件が発生した。日本及び現地のも複数メディアが報道し、衝突された巡視船は日本のODAにより供与された艦船とされている¹。

フィリピンは自国の排他的経済水域 (EEZ) 内にあるアユンギン礁に老朽軍艦を意図的に座礁させ、兵員を駐留させて実効支配の拠点としているが、中国もアユンギン礁 (中国名：仁爱礁) の管轄権を主張している。報道によれば、近年ではフィリピンによるこの軍艦への補給に対して中国の海警局や民兵船からの妨害が相次いでおり、その中で前述の衝突事件も起きている。

さらに2023年12月10日には老朽軍艦への補給任務に向かうフィリピン海軍チャーターの補給船と沿岸警備隊の巡視船 (日本ODAで供与) が中国海警局の大型巡視船から高圧放水を受け、巡視船は無線機器などが搭載されるマストに損傷を受けた。補給船の1隻は高圧放水を受けてエンジンが損傷し自力航行不能となり、沿岸警備隊のもう1隻の巡視船 (同じく日本ODA供与) によりえい航された²。

南沙諸島の領有権を巡る争いは、関係する各国の船舶が相互に追尾や衝突、放水などを繰り返す事態となっているが、フィリピンと中国との船舶の応酬に、フィリピン海軍と連携してフィリピン沿岸警備隊 (PCG) が加わっていることをこの事件から読み取ることができる。

日本はこれまでODAでフィリピン沿岸警備隊に対し12隻の巡視船を支援している (「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」フェーズ1及びフェーズ2)。これらはフィリピン沿岸警備隊の主力船舶となっており、とりわけ沖合での巡回業務が可能な大型多目的船については3隻中2隻の97メートル級巡視船が日本のODAで支援されたものである。

¹ 日刊まにら新聞 (2023.10.23) 「ついに衝突事件発生 海警局船と比船ら4隻関与アユンギン礁補給任務で」

<https://www.manila-shimbun.com/category/politics/news273482.html>

東洋経済 ONLINE (2023.11.7) 「フィリピンとの「準同盟」は日本の国益にかなうか」

<https://toyokeizai.net/articles/-/713281>

² 日刊まにら新聞 (2023.12.11) 「放水で巡視船損傷 補給船はエンジン破損 アユンギン礁」

<https://www.manila-shimbun.com/category/society/news274300.html>

2023年11月に岸田首相がフィリピンを訪問し、同月3日の首脳会談では安全保障・防衛協力をテーマに部隊間協力円滑化協定(RAA)の交渉開始、政府安全保障能力強化支援(OSA)による沿岸監視レーダーシステム供与、外交・防衛閣僚会合(「2+2」)の実施、といった内容が確認された。その流れで、岸田首相は「巡視船供与を含む海洋安全保障能力向上に係る協力を引き続き強化」と述べている³。

そして首相訪問直後の11月5日、フィリピン政府は、同国沿岸警備隊が日本から97メートル級巡視船5隻の追加支援を受けることを発表した。従来の大型船3隻の体制が一気に計8隻の体制に増強される。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):**

前述したフィリピン沿岸警備隊における日本が支援した巡視船の運用は、EEZ内ではあるものの領有権争いの前線に投入され、海軍と連携して中国海警局等の船舶と対峙する事例と見ることができる。そうした運用は、国家間の緊張や国際紛争を助長するリスクがあり、開発協力大綱の非軍事原則(軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則)からすら逸脱している可能性がある。

このような状況下で、しかも首相が訪問して防衛協力についての合意を形成した同じタイミングで、フィリピン沿岸警備隊の能力を大幅に向上させると考えられる5隻の大型巡視船の支援(「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」フェーズ⁴)が決定された。非軍事原則に照らして、この支援が果たして妥当なものであるかどうか検証が必要だと考える。

4. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):**

1. 報道された2023年10月23日、及び12月10日の事件(ODAで供与した巡視船への中国船による衝突や放水)について、外務省はどのように状況を把握しているか。フィリピン政府からは報告を受けているか。
2. 「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」フェーズ1および2で支援した巡視船について、供与したのち現在までにフィリピン側で武器(機銃、機関砲等)が装備されているのか。されているのであればどのような武器か。

5. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

1. 「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画(フェーズ3)」の案件概要書では、支援の目的について「海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図り、もって当該国の海上安全の向上に寄与する事」とされている。ここで言う「海上法執行」とは、外務省が政府安全保障能力強化支援(OSA)案件の説明に用いる「海洋安全保障」とどのよう

³ 外務省(2023)「岸田総理大臣のフィリピン共和国訪問(11月3日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page4_006040.html

⁴ 外務省(2023)「円借款 案件概要書:フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画(フェーズ3)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100570791.pdf>

に区別されるのか。「海上法執行」が海上における犯罪取り締まりを意味するのなら取り締まりの対象は海賊や違法漁業を行う漁民など非国家主体であり、他方で「海洋安全保障」は主に国家を相手にした領土・領域防衛といった意味で用いられると考えられる。その点を外務省はどのように整理・定義づけしているのか。

先に述べた事例のように、領有権争いの前線で他国の海軍や準軍事組織（海警局等）への警戒にあたる運用をされているのであれば、これは「海上法執行」の枠を超えて、他国の軍に対抗する軍事的な「海洋安全保障」の一環とみなすことができ、非軍事原則に抵触するのではないか。

2. 相手国に巡視船を支援したケースにおいて、これまで外務省は開発協力適正会議等の場で、軍事的用途での使用がされないように相手国との約束を取り付けているという趣旨の説明を繰り返し行っている。「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」のフェーズ1、2、3での巡視船支援について、フィリピン政府とは具体的にどのような約束を取り付けてきたのか。その約束の実施状況はどのようにモニタリングされているのか。
3. 上記「4. 外務省への事前質問」の2（支援した巡視船への武器の搭載）に対して、2月28日に実施された事前打ち合わせにおいて外務省からは、フィリピン側からの相談に応じて海上法執行活動に必要な範囲で機銃等の搭載を認めることがあったこと、また、具体的なスペックの説明は差し控える旨の返答があった。また、フィリピンに限らず、ODAで支援した船艇等に相手国が搭載する武器について認めるか否かの判断に関しては、「協力の趣旨・目的、協力対象、協力内容」の三要素から総合的に判断するもので、厳格なラインがあるわけではないとの見解が示された。

ODAで支援した資機材の軍事的用途への使用回避については、相手国との約束（交換公文等への記載）とともに、在外公館のモニタリング等によって担保するとの説明が、これまで開発協力大綱改定に関する意見交換会やODA政策協議会の場で外務省から繰り返しなされてきた。しかし、相手国が搭載した武器の内容（スペック）が開示されず、しかも、搭載を認める武器について明確な基準がないのであれば、「モニタリングをしている」とは言ってもその内容は不透明で、「軍事的用途への使用回避」が担保されているかどうか分からない。この点、スペックに関する情報や、それが軍事的用途に該当するか否かの判断理由を開示する予定はあるか。

4. フィリピン政府との約束の如何に関わらず、日本政府としてはこれら巡視船の運用をどのようにモニタリングしてきたのか。航行海域、航行目的等について日本政府は把握してきたのか。
5. 2023年10月31日に開催された開発協力適正会議では、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画フェーズ3」が、審議の対象ではなく、報告案件として扱われた。これに対して複数の委員から「違和感」が表明されている。開発協力大綱改定の際の非軍事原則に関わる議論の中で、外務省からは、軍事的用途に使われないための方策のひとつとして、開発協力適正会議

でのチェック機能があげられていた。しかし、このような重要案件が開発協力適正会議において外務省側によって審議対象から外されるのであれば、チェック機能は著しく失われる。なぜこの案件が審議対象とならなかったのか、説明をお願いしたい。

- 氏名: 今井高樹
- 役職: 代表理事
- 所属団体: 日本国際ボランティアセンター(JVC)

以上